

## 平成29年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年3月2日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第20号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について  
議第21号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について  
議第22号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について  
議第23号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
議第24号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第25号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第26号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第27号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第28号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第29号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第31号 市有財産の譲与について  
議第32号 市有財産の譲与について  
議第33号 市有財産の譲与について  
議第43号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)  
議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算  
議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員(8名)
- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 小杉武仁君 | 2番 | 木村貞雄君  |
| 4番 | 大滝国吉君 | 5番 | 三田敏秋君  |
| 6番 | 佐藤重陽君 | 7番 | 河村幸雄君  |
| 8番 | 鈴木好彦君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員(1名)
- 3番 稲葉久美子君
- 6 委員外議員
- |       |      |      |
|-------|------|------|
| 本間善和君 | 姫路敏君 | 平山耕君 |
| 小林重平君 | 渡辺昌君 |      |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |          |       |
|----------|-------|
| 副市長      | 忠聡君   |
| 総務課長     | 佐藤憲昭君 |
| 同課参事     | 山田和浩君 |
| 同課人事管理室長 | 田村富夫君 |

同課人事管理室副参事	忠	康	博	君	
同課総務・危機管理室長	高	橋	雄	大	君
同課総務・危機管理室係長	五十嵐		博	君	
財政課長	板	垣	喜美男	君	
同課契約検査室長	大	西	敏	君	
同課財務係長	長谷部		淳	君	
同課管財係長	須	貝	直	毅	君
政策推進課長	渡	辺	正	信	君
同課参事	木	村	祐	二	君
同課企画政策室長	東海林		豊	君	
同課情報化推進室長	中	村	豊	昭	君
自治振興課長	川	崎	光	一	君
同課自治振興室長	前	川	龍	也	君
同課自治振興室係長	林		洋	一	君
同課公共交通係長	国	井	敏	文	君
会計管理者会計課長	中	村	るみ子	君	
会計室長	三	須		淳	君
消防長	長		研	一	君
消防本部次長	小	島	邦	広	君
消防本部総務課長	本	間	鉄	雄	君
選管・監査事務局長	木	村	正	夫	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	齋	藤	泰	輝	君
同支所総務管理室長	菅	原		明	君
山北支所長	五十嵐		好	勝	君
同支所総務管理室長	板	垣	敏	幸	君
商工観光課長	竹	内	和	広	君

10 議会事務局職員

局 長	田 邊 覚
次 長	小 林 政 一

(午前10時00分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第20号 村上市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、担当課長（政策推進課長 渡辺正信君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 それでは、議第20号について説明する。村上市過疎地域自立促進計画の変更についてである。これについては議会の議決が必要なため、議案として上程いたした。現在ある過疎計画については、平成28年度策定したものである。平成28年度から平成

32年度までの5カ年間。今回の変更点については2つほどある。平成28年9月に策定された公共施設等管理総合計画との整合という部分での記載と、それから過疎計画にある事業計画の変更ということで、新規追加事業5事業、事業内容の変更が3事業、事業削除1事業である。なお、この計画の変更については、新潟県との協議手続が既に終わっている。過疎計画にある事業計画、要するに過疎債の対象となる。過疎債の適用を受けるために、過疎計画を変更するものである。以上だ。

(質 疑)

佐藤 重陽 趣旨というか考え方よくわかった。そして、変更することによって、やっぱりこれから村上市が取り組む事業に変えたことで大いに活用できると言ったら極端だけれども、そういう部分というのは今年度から始まるわけだけれども、影響が大きいものというのはあるか。

政策推進課長 やはり平成29年度の当初予算に盛り込む事業に影響するものが多いということで、平成29年度に予算に上げる以上は過疎計画、過疎債を対応したいという部分で変更がされるのが通常である。それでよろしいか。

佐藤 重陽 はい。

木村 貞雄 非常にこの過疎債というのが恩恵受けているので、私もちょこちょこ気にはしているのだけれども、この平成32年度の計画になっているけれども、5年ごとの計画だけれども、国のほうでも5年ごとには見直しも兼ねて過疎債というの、この過疎法の中でやっているわけだけれども、この平成32年以降、平成33年からの見通しはどんなものか。やはり当てにしてというか、あれでいいか。

政策推進課長 当然平成33年度からもあるというふうな形で考えている。

木村 貞雄 それからも一つ、こういう冊子でなかったかもしれないけれども、こういうところに組み込まれてきたときもあったのだ、前に。その中の概算と財源内訳の入ったのをできたら欲しいのだけれども、そういうのを出すことはできないのか。

財政 課長 この過疎地域自立促進計画の中に財源を明記することは、ほぼ過疎債を充てる予定にはしているけれども、国県の事業だったりとか、今ここでこの事業に対しては財源が幾ら入るとかというところが事業費も概数でしか確定していないので、なかなか先に進まないといけないような状況である。

木村 貞雄 ということは、途中でいろいろ変更もあるということでやりづらいと、そういう理解でいいのか。

財政 課長 変更ももちろんであるけれども、その事業費自体が概数なわけだ、この段階では。その中で、事細かにその財源内訳をお示しすることがだんだんに事業が進んでいくことによって、事業費が確定することによって、過疎債分が幾らだとか、補助分が幾らだとか、単独分が幾らだとかということがわかってくるけれども、今の段階ではなかなかそれが示すことができないということである。

木村 貞雄 終わる。

〔委員外議員〕

姫路 敏 今ほど過疎債の財源についてのことあったけれども、前は事業費これ約3億円だとか5億円だとか、そういった事業費としての掲載はあったかと思うのだが、これが今回まず示されていないということとあわせて、本会議初日にちょっと聞いたのだが、今年度のソフト事業関係が約3億円の過疎債を考えていて、そしてまたハード

の部分では10億円を考えているということがあったが、その辺も含めて、何で事業費としての計上がされなかったのかとあわせてちょっとお聞きしたいのだが。

政策推進課長 一応概算の事業費というのは、私のほうではつかんではいる。例えば平成28年度については、過疎計画に全部ある事業費としては67億7,285万9,000円、平成29年度については72億4,786万4,000円、平成30年度に・・・

姫路 敏 違う。言っていることが最初のときというのは事業費が記載されていたはずなのだ。これ何で記載されなくなったのかを聞いている。言っている意味わかるか。

(「今まで何十万円」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 いや、財源ではなくて事業費として。

政策推進課長 参考資料ということで、A4の横での様式なのだけれども、過疎地域自立促進市町村計画参考資料(変更)というのは皆さんのほうにはお持ちでないか。横になっているやつ。

(「これだ」と呼ぶ者あり)

政策推進課長 その一番最後というのか、横になっているもので。

(「一枚物ですね」と呼ぶ者あり)

政策推進課長 一枚ものだ。左方のほうが参考資料、そこには事業費は載っている。

姫路 敏 わかった。それと、今年度は・・・今年度というのは平成29年度は、過疎債としてスケートパークの4億円相当も過疎債の対象に入れようということをやっているのだろうけれども、来年度以降になると、そのスケートパークの建設の事業になってくると17億円ほどのいわゆる建設費用関係が出てくるはずなのだが、これも過疎債全体としてハード面では今年度10億円ぐらいという話が出ているわけだけれども、もう来年度以降になるとスケートパークだけで17億円行ってしまうというようなことになろうかと思うけれども、それも県のほうも承知した上でのあれか。また、来年度になれば事業にそのことを加えた上で変更になるということか。それとも、ここで加えてあるのが、言っている意味わかるか。スケートパークの建設と駐車場と場外構築整備の中に、その来年度以降の17億円も含めてここで記載しているのだよという考え方でよろしいのか。

政策推進課長 一応事業計画の中に名前がことしから載せたので、事業費は入っていないけれども、それについては全部対象になるという考え方なので、載っているのだから、来年度変更ということは特にはない。これ載っているのだから・・・

姫路 敏 ただ、17億円の過疎債が来年出てくるわけだろう、そうすると。17億円の過疎債といたら、今までさえも全部合わせてハード事業10億円でやっているのに、いきなり17億円が出てきてそれ大丈夫なのか、了承しているのかということだ、県のほうも。

財政 課長 ほかの起債もそうなのだけれども、過疎債も一応平成29年度事業については、平成29年度に入ってから申請を行うことになっている。平成30年度分については、平成30年度に入ってから実際の申請は行う。その前段として、一応村上市としてはこういう事業を過疎債で取り組むと。それ、特段のご配慮をお願いするところを我々初め県の起債の相談のときをお願いをしているところである。だから、実際に今委員ご指摘の点で言えば、平成29年度についてはハード事業として14億円ほど見ているけれども、来年になると終わる事業もある。新たにスケートパークについては、今年度平成29年度で4億2,000万円ほど見ているけれども、この分が10億円に、29から比較すると6億円ふえるわけだ。総体的には、過疎のハード事業分というのはい

もう少し大きくなるかと思うけれども、今借りられることが既に決まっているとかという仕組みではなくて、事業については毎年度申請して、その国の予算の配分の中で割り当てをもらおう。ただ、それに当たっては県とか、こういう事業で取り組むので、特段のご配慮をお願いするという形の中でやっているの・・・

姫路 敏  
本間 善和

了解。  
今の横の表をちょっと私もさっきから見ていたのだけれども、スケートパーク建設云々の下のところなのだけれども、7項目めか、地域文化振興等というところの。駐車場の整備等となっているが、その等というのは何入っているのか。駐車場は、私城山の下ということでわかるのだ。その等のところはどういう事業か。一番下の事業内容のところの・・・変更の線引いてあるものだから。

政策推進課長  
本間 善和  
神林支所長

済みません、等については私のほうでちょっと把握していない。  
事業費に含まれているだろう。

本間 善和

この等については、平林城跡のご存じのとおり駐車場とあわせてトイレ、あと簡単な展示部分の施設をつくるものである。

新規の事業なので、等でこれくるめないでくれ。今新しい事業だよ。新規事業だね。見えなくなってしまうのだ、新規事業が。これ、確かに新規事業ということで4,840万9,000円という金額上がっているのだ、約5,000万円近い。合わせると確かにそういう金額になることは私大体想像しているのだけれども、やはり等ということで、新規なので、等ということはよくないのではないかとということ指摘しておく。以上である。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2

議第21号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長

議第21号については、今ほど委員長からご説明のあった村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてである。本案については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいて、専門的な知識と経験を有する者などを期限を限って業務に従事させることができるよう条例制定するものである。まず、第2条では、専門的な知識経験を有する者を業務に従事させる場合、第3条では、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に任期を定めて職員を採用できる規定となっている。なお、この条例に基づき、本市における災害発生時の対応能力の向上と住民の皆様への防災教育の普及を目的に、専門知識を有する防災専門員の採用を検討してまいりたいと思っている。以上だ。よろしく願いいたす。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

本間 善和

防災専門員となると、やはりそれなりに募集するときにどんな条件等がつくものな

のか、今考えられるその内容として。

総務 課長 公募ではない。実は隣の胎内市、それから昨年の熊本地震の際において防災専門員の必要性は重々承知したということで、自衛隊等のOBに声かけをしてまいったわけであるが、その中で村上市のために頑張ってもよろしいという方が出てこられたので、この条例制定を議決後、その採用に向けての協議に入りたいなというふうに思っている。

本間 善和  
総務 課長 ということは、今お話しの中で自衛隊上がりの経験者ということでよろしいのか。今はそうであるが、ただ国の特別交付税の対象となり得るのは、防災マネージャーという資格があるとかという条件があるので、そういうことになれば、防災マネージャーの資格を取って本市の防災専門員としてお願いしようかということを考えている。

姫路 敏  
総務 課長 自衛隊、55歳で定年なろうかと思うのだが、何人ぐらい考えておられる。  
1人ということ。

姫路 敏  
総務 課長 1人。  
総務 課長 ということである。

姫路 敏 もっといっぱい採用して、もうこれだけ広い面積なので、1人なんて言わずに3人そろえば文殊の知恵とも言うので、その辺はやっぱりしっかりスクラム組ませてやるためには、1人やそこらではあれなのかなと思うが、その辺いかがか、まず最初1人から始めるのかわからないのだけれども。

総務 課長 ご意見ごもっともであるが、胎内市、上越市、佐渡、それから燕市等採用しているわけである。先進都市があるわけであるが、この都市においても現在お一人であるので、とりあえずお一人で頑張っていただいて、今ほど申し上げたように、姫路議員から話があったように、これだけ広大な土地であるので、市内においても天気が変わっているような地域であるので、その辺については検討していきたいと思っている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第3** 議第22号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)  
総務 課長 議第22号について、本案は個人情報保護法等改正法が本年5月30日から施行されることに伴い、地方公共団体が条例によって独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報管理が可能となることから、村上市個人情報保護条例及び村上市個人番号の利用等に関する条例において定義規定の改正、条ずれの改正等、所要の改正を行うものである。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(質疑)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第23号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第23号であるが、本案は条例で定めている市長事務部局の職員を600人から535人へ、教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関等の職員を110人から85人へ減員し、職員定数を813人とするものである。なお、教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関等の職員については、学校給食業務の委託等により減少する予定ではあるが、本年4月1日からの職員数を下回る改正はできないことから、85人とさせていただいているものである。以上、よろしく願いいたす。

(質疑)

佐藤 重陽 ちょっと私聞き取り方悪かったのかもしれないけれども、今条例改正で市長部局を600を535、教育部局を110を85と。ここに載っていないけれども、今消防職員も市の職員だよ。そうした中で、全体のそうすると定数条例というのは何名になるわけか。

総務 課長 813名である。

佐藤 重陽 813人。いい。

[委員外議員]

姫路 敏 全体で760人でなかったのか。

総務 課長 平成27年4月1日、760人ということで、当面その人数でいかさせていただきたいということで話をしているが、職員定数条例については上限を定める条例であるので、その定数を各部局、市長部局、それから教育部局とか行政委員会部局に割り振って定めると、813人になるということである。

姫路 敏 これ、交付税の算出基準に影響出てくるのではないかと、少なくするという事になると。どうなのか。

財政 課長 交付税条例は、職員定数の部分というのはカウントしていなくて、例えばモデル的に人口何万人でというような規模でそれぞれの単位費用が計算されているので、職員数が減ったとかふえたとかということでは、交付税上の需要額には影響が出ない。

姫路 敏 終わる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第24号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第24号であるが、本案については育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護休暇の分割取得、介護のための所定労働時間短縮措置を設ける等の見直しを行ったものである。なお、この後の25号もあわせて、現時点では対象者はいない。以上、よろしく願います。

(質疑)

小杉 武仁 条例改正ということなのだけれども、育児休暇で今とっておられる方はどれぐらいいるのか。

総務 課長 それでは、人事管理室長に答弁いたさせる。

人事管理室長 育児休業の人数でよろしいか、育児休業の。

小杉 武仁 はい。

人事管理室長 平成28年度の数字で申し上げる。職員で育児休業を取得している者が21名だ。

小杉 武仁 そのうちの男性職員は何名か。

人事管理室長 男性職員は2名だ。

小杉 武仁 期間でいうと、その男性の職員の方どれぐらいとられるものか。

人事管理室長 1カ月未満だ。

小杉 武仁 了解だ。

[委員外議員]

姫路 敏 これは有給か、休業というのは。どこからか報酬いただいているか。例えば組合から何か出るとか、あるいは市のほうからはお金は半分出るとか、そういう何かあるか、その辺。

人事管理室長 無給になる。保険の関係で休業の手当が支給される。職員であると、共済組合からの支給がある。

姫路 敏 それは、どのぐらいの割合出るのか。例えば満額で20万円もらっている人であれば満額出るよとか、半分出るよとか。

人事管理室長 おおむね給料の60%だと思ってくれて結構だ。

姫路 敏 了解。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第25号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第25号については、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴って、育児休業等の対象になる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子などを追加するものである。以上、よろしく願います。

(質 疑)

小杉 武仁

今この件、先ほどのもちっと関連するのだけれども、今通産省のほうでもイクボス宣言をされて、国のほうでも育児休暇、育児という部分に関しては非常に前向きに進んでいるよね。この市のほうでは、そのイクボスのことに関しては何かお話がされているところがあって、こういうふうに上がってきたのかなと思うのだが、その辺何かあるか。

総務 課長

まず、前段というか、職員の周知については後ほど室長のほうから答弁いたさせるが、この育児休業等の改正等については、実は平成29年の1月1月に法律が改正された。本市については該当がないものだから、この3月の定例会で条例改正をするものである。それでは、職員の周知について人事管理室長から答弁いたさせる。

人事管理室長

まず、イクボス関係ではまだ議論したことはないのだけれども、ただ制度の周知については、職員で使っているポータルのほうで制度がこういうふうになったよ、変わったよというふうな周知はするし、それから女性活躍社会の計画の関係で、男性の育児休業の促進も国のほうから進めるよう言われているので、その辺の関係もあわせて制度の改正に合わせて周知図りたいと思っている。

小杉 武仁

民間でも取り組んでいるところ非常に多いけれども、果たして本当に使えるのか使えないのかということも、ちょっと言われている部分が非常にあるのだ、この育児休暇に関しては。市の職員の方に徹底するというか、どういう形で周知していくのかということが非常に大事になってくると思うので、進め方をちょっと考えていただきながらやっていただきたいというふうに思う。以上だ。

総務 課長

せっかくのご意見であるので、検討させていただきたいと思う。

[委員外議員]

姫路 敏

この育児休業で21名と先ほど前座でお話あったが、職員の定数というか、今現状が760ということでやっているけれども、この21というのはもう年間通してそのぐらいの休暇等があり得ると。育児休業以外もいろいろあるのかもしれないけれども、実質上これ欠けていくということだよ。結局760人なのだけれども、実際は740人ぐらいでやっていねばないのだという話に変わってくるかと思うけれども、その辺の割合というのはどのぐらい出ていくものか、人間的なところで。

人事管理室長

まず、育児休業を取得する期間についてだけれども、大概の職員は子が1歳になるまでの期間取得するというケースがよくあるケースなのだけれども、中には延長して1年半とか、あるいは最長で子供が3歳になるまでとれるので、丸々取る方もまれにはいる。だから、一概には言えないのだけれども、ただその休んでいる間は職員が欠けるわけなので、それも必要により臨時職員で対応するなどしている。

姫路 敏

何人ぐらいいるのだ。出てこないか。760人でやっていけば、大体常時20人ぐらいはいないよとか、そんなこともわからないのか。

人事管理室長

1月14人ぐらい休んでいる見当である。

姫路 敏

いい。

本間 善和

今お話しの中で、休んでいる間は臨時職員で対応しているというお言葉があったのだけれども、消防職員も育児休暇というのはあるわけなので、その対応は臨時職員ではできないと思うが、どういう対応を考えているのか。

人事管理室長

育児休業については、その所属の長のほうから申請が上がってくるので、その長の意見に基づいて処理している。その意見の中で、臨時の対応が必要だったらば臨時

しいを宛てがうこともあるし、臨時でなくても対応できるとあればそのような対応しているの、消防でもしそういう育児休業の職員があれば、その所属長の意見に基づいてこちらのほうは対応させていただいている。

本間 善和 今私質問しているのは、臨時職員で対応できない消防職員という、職種だということなので、消防長が対応できないから人事担当室長、1人送ってくれと言われても、他の課と違って臨時職員で対応できないはずなのだ。そういうところをやはり考えているのかということを知っているのだ。

総務 課長 本間議員おっしゃるとおりであって、消防職員については産休で休むのということになると、今すぐ臨時の方をそこに投入しても役に立たないということになるので、その辺は本当に喜ばしいことなのだが、頭の痛いところであるので、その都度消防本部と協議はしているが、今後大幅に休む場合等については、何らかの手を打たなければいけないというふうには思っている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第7** 議第26号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 議第26号であるが、まず改正内容としては市営蒲萄スキー場の索道運行に関する安全統括管理者について、鉄道事業法の規定により選任する必要がある。これまで市職員が就任してまいったが、経験年数等の選任条件を満たす職員の選任が困難となってきたことから、非常勤特別職として新たに加えるものである。以上、よろしくお願ひいたす。

（質疑）

佐藤 重陽 これ、私の勘違いなのかもしれないけれども、今外部からと言ったらおかしいけれども、外部からその管理者の資格を持った方を昨年度からお願ひしていたのでなかったのか。

総務 課長 今佐藤委員からのご指摘については安全運転管理者で、鶴岡のほうからたしかお願ひしている。今回は安全統括管理者である。その上の管理者になる。

佐藤 重陽 そうすると、この安全統括管理者というのは、そこに常駐している人ではなくて、簡単に言えば資格を借り受けると。借り受けるという言葉がいいのか悪いのかわからない。そういうことだね。

総務 課長 法によっていろいろ諸条件はある。経験年数だとか、それから市長、副市長に進言できる身分にあるとか、そういうことでいろんな規制があるので、その担当者がこの3月31日をもっていなくなるので、外部からの非常勤特別職としてお願ひしたいということである。

佐藤 重陽 わかりました。

鈴木 好彦 年額はここにあるとおりのだけけれども、安全確保業務の日1回という単価が出ているが、これは年間どのくらいの日数を想定されているのか。

総務 課長 11月から3月まで25回を想定している。

鈴木 好彦 わかった。ありがとうございます。

〔委員外議員〕

姫路 敏 今現在これ決まれば、誰か目ぼしい方というか、経験のおありの方あるいは退職された方なのか、その辺含めていらっしゃるわけだよね。その辺ちょっとお聞きしたいのだが。

総務 課長 今統括管理者については、朝日支所長にお願いしているが、この3月31日で退職するので、新たに前の副市長である鈴木源左衛門氏にお願いしたい。

姫路 敏 わかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第27号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 議第27号についてであるが、市長、副市長及び教育長の給与月額について、1月に開催した特別職報酬等審議会から引き上げの答申をいただいたので、その答申に基づき今年4月から引き上げるものである。よろしくお願ひ申し上げます。

（質疑）

佐藤 重陽 平成20年以降、新市になってからこの引き上げに関しては、一応形としては毎年答申しているのだろうけれども、何度その引き上げ答申がなされてきたか。

総務 課長 昨年1回と今回で2回である。

佐藤 重陽 それで、さっき聞こうと思ったならここで聞けるなと思ってあれしたのだけれども、さっきではなくてここで聞こうと思ったのは、さっき番外の議員に聞かれた、失敗した、聞き忘れたと思ったら、ここで聞こうと思っていたのだが、要はその一般職の人件費の交付税措置は人口比で行われるなどさっき説明があったけれども、議員含めた特別職に対してもその交付税措置がなされているのでなかったかと思うのだけれども、どこの範囲までその特別職として、市の特別職の規定の中にはいろんな特別職員いるわけだけれども、どの範囲までのその特別職というか人がその交付税措置の対象になるのか、ちょっと教えていただけるか。

財政 課長 今ほどの件だけれども、人件費というくくりというか、それぞれの費目、中学校費だったり小学校費だったり農林水産業費だったりとかいろいろ区分があるわけだけれども、その中で標準的な規模で幾らかかるよという経費がまず交付税の単位費用としてある。そこにうちの人口だったり農家数だったり、それから学校数だったり学級数だったり児童数だったり、それぞれの費目によって用いる基本となる数値がある。その数値の中には、先ほど申し上げたように職員数とか議員の数だとか非常勤職員が何人いるとかというふうに掛けるものになっているものはないので、幾らかかるよという費用の中にならなくて何人分見ているのかは、明確な記載交付税の単位費用の中にならなくても、幾ら幾らだという金額があって、そこにうちの変数として持っている人口だとか学校数、学級数、児童数、保育園であれば保育園の

数だったりとか、そういうものを掛けるような仕組みになっているので、人件費そのものとして幾ら見ているということにはなっていない。

佐藤 重陽 私も、ちょっと記憶定かでない。そうすると、その特別職というよりは、報酬であれば報酬全般に対して村上市の規模で交付税措置されるのか。例えばちょっといい例が出てこないのか、学校の指定管理というのか、学校歯医者だったり健診だったり、定期的に小学校や学校でやるそういう医師があるではない。そういう医師もたしか・・・

〔「学校医」と呼ぶ者あり〕

佐藤 重陽 学校医。そういうものは対象になるとか、こういう職種は対象にならないとかと、そういうものは全然ないわけか。そういう特別職というか、その職に対する対象になる、対象にならないという隔てはないわけか。

財政 課長 学校の費目でいうと、嘱託医だとか嘱託歯科医だとかの部分が費用としてカウントはされている。だから、非常勤特別職の中でいろんな職種あるけれども、それらが全て見られているわけではなくて、学校であれば先ほど申し上げた嘱託医だとか嘱託歯科医、薬剤師だとか、それから新しいところでは図書館の司書分だとかということのカウントはあるけれども、全てのうちの市が条例で持っている職員、非常勤の職員全部が交付税上にあるかと言われると、そういう形では掲載されていない。

佐藤 重陽 そうすると、例えばなのだけれども、今市長ほかその特別職の報酬改定が出てきたので、聞きたいのだが、前私財務省に係の方に話しされたときに、我々市町村議員に対しても交付税措置されているのだよと。十分な金払っているのだというふうな、そんな悪い言い方ではなかったけれども、冗談まじりに言われたのだけれども、その割合というのはではわかるわけか。例えば議員、村上市であれば26人いると。数がどうなのか、人口で見るとかわからないけれども、それに対しての交付税措置はどれくらいだよというのは、市としては読み取れるのか。

財政 課長 その今お話しされている議員の部分がどうのこうのというところの単位費用の積算の部分、私今資料持っていないけれども、単位費用上カウントされているものもある。それで、俗に言う交付税措置されているという部分になるけれども、定数がとか、村上市の定数が幾らだとかというよりは、例えば交付税の場合単位費用というものがあって、それは人口10万で面積が幾らで、人口がどのぐらいの規模でという想定規模があるので、その中で何費は幾らかかるというふうに定めているので、それをあと村上市の面積だったり、そういうもので計算されるということだ。

佐藤 重陽 ありがとうございます。そうすると、例えば今議員報酬として国からどれぐらいの交付税措置がされているよという大体概算的なものは読み取れるということだよな。

財政 課長 詳細な資料は持っていないので、具体的に幾らだというふうに読み取ることができるとかどうか、ちょっと今私判然としてお答えすることができない。申しわけない。

佐藤 重陽 了解だ。

〔委員外議員〕

本間 善和 総務課長、ちょっと参考に教えていただきたいのだけれども、答申するというのは、年に1回やっていると思うのだけれども、これは多分毎年なのか。毎年だと思っただけだけれども、その辺のところちょっと。

総務 課長 諮問に応じてであるので、毎年必ずやっているということではない。今回人事院の

勧告があったということもあったものだから、非常勤、常勤の特別職の給与についていかがいたすかということで審議会にお諮りしたということである。

本間 善和 審議会から答申という格好で出た。それについては、最終的な決裁というのはやっぱり市長までとるのか。

総務 課長 そうである。こういう答申があったということで、市長に最終判断を仰ぐということである。

本間 善和 わかった。

姫路 敏 これ、わからなければ後でもいいのだけれども、これを改正されることによって手当等、期末手当等もあるし、市長の年収、副市長の年収、教育長の年収の部分は、後で計算して教えていただきたいと。これは、市民に広く公表する必要性も出てくるだろうと思うので、お願いしたいのだけれども、どうか。

総務 課長 そのようにいたしたいと思うが、なお今わかる範囲で答弁させていただくけれども、これは年収でない、月給であるが。

姫路 敏 いや、年収。

総務 課長 年収でいいか。わかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する  
（午前10時53分）

---

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。  
（午前11時03分）

---

**日程第9** 議第28号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）  
総務 課長 議第28号であるが、本案は前の議第21号によって提案いたした村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定に伴い所要の改正を行い、行政職の給与表の級別職務分類表に防災専門員を加えるほか、県の人事院勧告に準じて通勤手当を改正及び介護時間を設けたことに伴い、給与の減額規定を改正するものである。よろしくお願ひ申し上げます。

（質疑）  
（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕  
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第29号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 川崎光一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

自治振興課長 議第29号については、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、議第31号、32号、33号、市有財産の譲与にも提案しているが、平成21年に制定いたした村上市行政改革大綱、施設見直し計画に基づいて集落集会集会施設を関係地縁団体へ移譲を進めるもので、今回は高根活性化センター、堀野集会施設、布部集会施設の3施設を移譲することに伴って本条例から削除をするものだ。以上、よろしく願いいたす。

（質疑）

佐藤 重陽 今とりあえず3集落にあるセンターを移譲したわけだけれども、これは地縁団体をこのたび新規でつくったというか組織したと、そういうことか。それができたから移行すると、そういうことに捉えていいのか。

自治振興課長 地縁団体ができたからではない。以前から集会施設の譲与を進めていて、その計画に基づいて今回こちらの3集落移譲するということである。

佐藤 重陽 ということは、逆に言えば3集落が応じたということなのか、それとも行政としては進めているわけでないか。だから、どういう状態の中でこの3施設、3センターが、3集落が今回移譲できたのか。移譲する以上は、当然受け入れる側は地縁団体を組織しなければいけないわけだから、その辺の経緯というか、ちょっと教えてもらいたい。

自治振興課長 それぞれ指定管理契約を結んでいて、その管理期間が満了することによって、今回集落のほうと了解をいただいて移譲を進めるということである。

（何事か呼ぶ者あり）

朝日支所長 朝日地区の集落の地縁団体のお話のようなので、この3集落の地縁団体は、高根については平成15年に、堀野については平成24年に、布部については平成9年に地縁団体登録を既に終えている集落である。

佐藤 重陽 何となくわかった。

〔委員外議員〕

姫路 敏 ちょっと確認したいのだけれども、施設建設するわけだ、集落を。施設建設をする。その集落の施設建設をするときには、補助金を国からいただいたりしてやる。補助金がいわゆる返し終われば、返し終わらないと譲渡あるいは売買等ができないはずなのだ。したがって、この集落センターは、当初建てたときの補助金での名目は終わったのだよと。そうすれば、譲渡してなおかつ指定管理者契約も終わるので、このたび譲渡するという考え方でよろしいか。

自治振興課長 おっしゃるとおりである。

姫路 敏 わかった。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第31号 市有財産の譲与について、議第32号 市有財産の譲与について及び議第

33号 市有財産の譲与についてを一括議題とし、担当課長（財政課長 板垣喜美男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

財政 課長

議第31号から議第33号までの3議案には、市有財産の譲与についてである。これらの3議案は、村上市行政改革大綱後期実施計画に基づき、集落集会施設を地縁団体に移譲するものである。議第31号は、高根活性化センターを関係地縁団体である高根区に譲与するものである。次に、議第32号は、堀野集会施設を関係地縁団体である堀野区に譲与するものである。最後に、議第33号は、布部集会施設を関係地縁団体である布部区に譲与するものである。これら3件の市有財産の譲与は対価もなく、かつ村上市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例に該当しないことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を得るものである。以上、よろしくお願いいたします。

（質 疑）

木村 貞雄

認可、この移譲に関してはいいのだけれども、地縁団体のことで勉強不足なので、ちょっとお聞きするけれども、財産がいっぱいある集落とかいろいろ小さいところもあるのだけれども、その中で申請する場合に分筆して、例えばその一画、集会施設のところだけの部分だけを土地を分筆して申請しても差し支えないか。

自治振興課長

集会施設の土地であるか。

木村 貞雄

はい。

自治振興課長

現在ある所有者さんから分筆して・・・

木村 貞雄

わかりやすく言えば、例えば集落の名前になっている土地が管理しているところもあるだろう。その一部分を分筆して、全部をするのでなくて。

財政 課長

地縁団体の財産、集落、ここに住む、一定の区域内に住まれた方が全部権利が存在するので、例えば集落の事情もあるだろうけれども、それは全体の財産だ。こちらは、もともと旧来からの財産だという区分けがついているのであれば、それはそれで分筆とか、分筆しない分にしても、この1筆は地縁団体の財産だ。この1筆はほか何名分の財産だという存在の仕方は可能である。

木村 貞雄

そうすると、以前からそういうふうなあれでなくて、今全体の例えば100名いる中の全体的なその財産を一部分だけ譲渡したいというのはできないのか、その集会施設のところだけ。

財政 課長

一部分というのは、いわゆる集会施設の建っている本来の例えば100平方メートルは認可地縁団体の所有、残ったところの100平方メートルは、旧来の登記名義で言えば誰々ほか何名とかという名義にすることができるかということよろしいか。

木村 貞雄

はい。

財政 課長

それは、財産をそういう認識に立てば可能である。

木村 貞雄

終わる。

総務 課長

今財政課長が申し上げたとおりである。よく聞かれるのは、共有財産を全て地縁団体のものにしなければならないのかという問い合わせあるのだが、そういうわけではない。その地縁団体にすべき団体のみを今ほど分筆ができるのであれば分筆して、それを地縁団体の所有物とするというのは可能である。

鈴木 好彦

この3施設それぞれの地区に譲与されるということだけれども、これこの3施設、もともと市はどのくらいの価格で持っていて、それをどう処理されるのかというこ

とについてお答え願う。

財政 課長 価格についてはわからない。個人の財産みたいに課税台帳とかというものがいないものだから、財産としては登録されているけれども、価格が今現在幾らだかという価格は明示されていない。

鈴木 好彦 了解だ。

〔委員外議員〕

姫路 敏 今後も、建築補助金体制全部終わって、市が皆返済も終わる。そして、出てくる施設がそのうち相手地縁団体に随時譲渡して身軽になるというか、おかしな言い方だけれども、そういう形になるのは、どのくらい施設的に考えられるか、ざっとでいいのだけれども。

自治振興課長 今後の予定といたしては、今回3施設を譲与いたすので、残りは14施設ある。

姫路 敏 了解。以上だ。

本間 善和 今もうこの移管しているのはかなりの数字出たと思うのだけれども、先ほどもちょっとお話し聞いている中で、建っている場所が共有財産地の場所とか云々とか、それは集落の問題なのだけれども、市の土地の場所に建っているところもあると思うのだ、市の財産の土地に。建物だけは移管する。下の土地については、今後それについては移管するという考えはないのか。

自治振興課長 現在建物のみ移譲を計画として進めていて、底地についてはさまざまなパターンがあるので、また今後検討が必要な内容である。

本間 善和 今私聞いているのは、この建物というのは今度集落の自治会の管理運営になるものだから、その中で建てかえ云々だといったときになると、今度集落がみんな金出すわけなのだ。土地自体は村上市のものだということとやっていると、今度建てる時のやはり計画とか云々とかというのは、人様の土地だものだから、その辺のことで下の土地について移管するような考えはないかということをお伺いしたいのだ。将来展望だけれども、そういうものは。

財政 課長 建っている場所については、個人の土地だったり市の土地だったりいろんな形態があろうかと思う。市の土地については、今現在無償で貸し付けているような形になっているけれども、今後その土地を移譲するかしないかというのは、今後の検討になろうかと思えますので、今すぐ移譲するというふうな結論が出ているわけではない。

本間 善和 わかった。

以上で質疑を終結し、順次討論の後、起立による採決を行った結果、いずれの議案も討論なく、議第31号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第32号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定、議第33号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第43号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長（政策推進課長 渡辺正信君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

政策推進課長 それでは、議第43号について説明いたす。補正の第2号である。総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、総額をそれぞれ5億480万円とするものである。それで

は、7P、8Pをごらんいただきたいと思う。今回の補正については、歳入も歳出についても決算見込みの中で補正を上げたものである。最初に、歳入の部分、一般会計の繰入金724万8,000円の減、一般会計の繰り入れによってこの会計があるので、最終的に調整的な形で一般会計のほうに戻し入れるというものである。それから、前年度の繰越金については、総額で全部で431万7,000円ある。今まで201万1,000円を計上していたので、今回の221万6,000円で全部繰越金を出すということになる。それから、5番の雑入については、道路改良工事等支障施設工事補償料ということで、これは3本あって、県施工の鵜泊トンネルの工事の補償料、それから朝日の県道改良工事、それから神林の市道殿岡南大平線の補償料が確定したものである。続いて、9P、10Pをお願いしたいと思う。歳出についても、同じように決算見込みという形で計上させていただいた。最初に、原材料費ということで、工事補修等材料費、これについても決算見込みということで50万円の減、それから山北地区の施設維持管理費の中の光熱水費、電気料だが、これの決算ということで130万円の減、システム使用料については70万円の減ということで計上いたした。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 日程第13

議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（財政課長板垣喜美男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長

当初予算書の224Pからになるが、議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計の予算案である。予算の総額は2万円である。前年度比マイナス66.7%、4万円の減額である。歳入では、第1款財産収入で土地開発基金運用収入で利子の計上で1万7,000円を計上し、土地売払収入、土地開発基金借入金及び雑入それぞれ1,000円だけれども、これは項目計上である。次に、歳出になるけれども、232Pからになるけれども、第2款諸支出金で土地開発基金利子積立金1万7,000円を計上し、償還金1,000円を、それから第1款財産取得費及び第3款予備費についてもそれぞれ1,000円を項目計上いたした。なお、土地開発基金の平成29年度末現在高見込みは、3億2,508万8,183円となる見込みである。内訳といたしては、現金で2億4,120万7,212円、土地で面積としては1,850平方メートルになるが、8,388万970円となる見込みである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第14** 議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（政策推進課長 渡辺正信君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

政策推進課長 それでは、議案第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,350万円とするものである。それでは初めに、241P、242Pをごらんいただきたいと思う。歳入の部分である。242Pの説明欄で説明したいと思う。初めに、情報通信施設負担金55万円、昨年同様である。これは、新規加入者の負担金ということで、5万円掛ける11件である。次に、情報通信施設使用料、3つあるが、合計で5,402万1,000円。現年分については、昨年に比べて105万1,000円ほど減になっている。世帯数の減ということである。それから、飛ばして一般会計繰入金、これについては4億5,100万9,000円、前年比で2,893万1,000円ほどふえている。ふえた要因としてはことし、平成29年度実施する神林地区告知システム更新事業と鵜泊トンネル工事、県事業だが、これに伴う通信施設等の移設に係る工事委託料のものである。この2つがふえた要因である。それから、雑入については1番、光伝送路等の貸付料、NTTドコモ等に貸している電柱等の関係の光回線を貸している関係の金額が主なものである。それから、2番の道路改良工事等支障施設工事補償料、これについては平成29年度は先ほど説明したようにまだ山北地区の鵜泊トンネルの工事があるし、それから朝日の県道の改良工事がある。その関係である。それでは続いて、243P、244Pをお願いしたいと思う。説明については、244のほうで説明したいと思う。初めに、情報通信事業一般管理経費、これについては昨年とほぼ同額なのだが、変わった点について説明させていただく。真ん中辺に告知端末再設定手数料82万4,000円ということで、これは昨年度に比べて164万2,000円ほど減っている。これは、告知端末の再設定をするのだけれども、平成28年度は600台あった。平成29年度は250台ということで、台数の減による減である。それから、そこから下のほうに行くと、6つぐらい下なのだが、工事補償等材料費、これが平成29年度は210万円、昨年に比べて150万円ほど減をしている。これについては、支障移転工事用の幹線ケーブルなどの在庫がある。通年より補充が少なく済むということで、予算額を少な目にした。それから、その下の情報通信の事業職員人件費、これについては3支所の職員の人件費である。それから、下のほうへ行くと山北地区施設維持管理経費、これについては昨年より1,326万3,000円ほど山北ふえている。その主な要因としては、先ほどから説明している鵜泊トンネル工事関係の工事委託料の部分、これが主なものである。工事委託料のここが主なものである。修繕料については山北、朝日、神林とも合計で3つで2,700万円ほど修繕料上げているのだが、これは前年比に比べて50万円ほど3つで安いだけれども、電柱の更新や移設に伴う市の施設の移設費用がということを考えている。それから、下のほうへ行くと朝日地区の維持管理経費についてはほぼ同額である、昨年と。特に変わったものとしては、済みません、次のページ、246Pの真ん中辺といえればあれだけれども、自主放送番組制作業務委託料、これが昨年より115万7,000円

ほどふえている。これについては、朝日チャンネルの番組作成に係る経費と、あとニュース、特番の充実を図るという意味での委託料の増である。それから、情報センター機器等リース料、これが前年に比べて100万円ほど減している。それから、工事費の部分については400万円ということで、内容については県道荒沢塩野町線、それから高根村上線の支障となる光伝送路の設備の移転工事である。下のほう行って、神林地区の施設維持管理経費である。これは3,172万円なのだが、前年比、前年に比べて1,847万7,000円ほどふえている。これも、先ほどから説明しているように、神林地区の告知システムの更新を行うということの増である。内容としては、告知端末機の借上料、下のほうにあるが、839万4,000円、これは前年比、前年はないので、全て増と。それから、2つほど下のシステム使用料672万9,000円、これについても昨年はゼロなので、全部増と。それから、一番最後にある情報センター機器等リース料、これも昨年はゼロなので、344万9,000円みんな増ということで、この部分が告知システム更新に係る経費ということである。それから次、下のほう行って公債費の部分なのだが、起債償還元金償還金ということで2億878万9,000円、昨年より267万5,000円ほど多くなっている。それから、次の利子なのだが、820万2,000円、これは逆に267万5,000円減ということで、昨年より減っている。それから、最後の予備費については、通年300万円を上げさせていただいているので、同額を計上させていただいた。以上だ。

(質 疑)

木村 貞雄 251Pにもあるけれども、自主放送番組の制作業務で、最初ちょっと自主番組というか、端末機3つ下にある一番左側のほうだけれども、その音が何か小さいのだ。これから神林地区の端末機取りかえという案だけれども、この図に載っているのは山北、朝日と同じやつなのか。

情報化推進室長 神林地区については、平成29年度告知端末の更新をちょっと触れて考えているのだけれども、現在神林地区に配置されているものは前というか、VP1000といって旧タイプのものである。資料にあるものはVP3000という、今朝日地区、それから山北地区で更新した新しいほうのモデルなので、その写真に見えているものに今度変わるということである。今配置されているものと変わるということだ。

木村 貞雄 私言っていること答えてくれないのだけれども、音が小さくて、どんなものか、今のこの。

情報化推進室長 ボリュームについては、調節機能があるかと思うので、個々の好みもある。ただ、こちらのほうでまた確認して、もともとの音源が足りないようであればまた考えるし、補足ちょっと神林の支所長のほうから出る。

神林支所長 音声の音量の関係であるが、VP1000のほうで申し上げると2カ所ある。1カ所というのは、表面のほうの画面に出ているが、あのボリュームというのは通話のボリュームであって、一斉放送等についてはもう一画面あって、設定というボタンを押していただくと、その音量のほうに参るので、もし足りないのであれば、総務管理室のほうにご照会をいただければご指導申し上げますので、よろしく願います。以上だ。

木村 貞雄 ほとんどの人がそういうことわからなくて、通話はいいのだけれども、というのは私言いたいのは、旧のときには神林地区は有線放送の中で使ってきたものだから、特に災害とか緊急の場合の火災とかは、ひとりでのボリュームが上がるのだ。物す

ごく都合がよくて、そこになれてきたものだから、私今言った自主番組なんか特に聞く場合は、大きくしないと私たち議場でやっている、今前のやつ映っているけれども、なかなか聞き取れないのだ。それで、やっぱりそういうことが市民に知らせてほしいのだ。

神林支所長 私も、その担当していてわかるのであるが、お年寄りの方やはり耳が遠いということで大きい音を望むが、ケースによるわけではあるけれども、音を大きくしていると、同じ家族の方が逆に音を小さくしてしまうという、そういうふうなことでそれぞれの家庭の事情があるので、その都度対応させていただいているという状況であるし、そのお知らせについても、今ほど言った実情もあるし、それぞれ各家庭に操作説明書を最初にお配りしてあるので、それでもわからない場合、または音が小さい、大きいという場合は、その都度こちらのほうに申し出をしていただければ、職員のほうで対応させていただくので、ご理解をお願いしたいというふうに思う。以上だ。

木村 貞雄 もう一点、その自主番組の実際本会議一般質問終わったのだけれども、それが再生して見られるようになるまでの期間はどれぐらいなのだったっけ。

朝日支所総務管理室長 お答えいたす。朝日チャンネルのほうの番組のほうの編集や送信のほうを朝日支所のほうでさせていただいているのだけれども、テープをいただいてから大体2週間とか3週間とか、そのくらいぐらいいちよつとどうしてもかかって、編集のほうに時間がかかってしまうために、一概に何日から放送するというのはちよつとお答えできないのだけれども、なるべく早く放送するような形で対応していきたいと思う。

木村 貞雄 私ども議会のやつはもっとかかると思う、何カ月も。

朝日支所総務管理室長 ちょっと資料持ってきていなくて申しわけなかったのだけれども、今回の3月の定例会のほうの議会については、初日のほうの放送を3月9日からのほうで予定していて、初日が2月20日過ぎだと思ったので、3週間ぐらいかかるかなという形ののを予定している。

木村 貞雄 一般のこの告知端末機で見ると、山北、朝日の電波の悪いところは、ケーブル線を引きしているのだ。テレビのチャンネルを利用してる人は即というか、その近々に見られると思うのだけれども、私今言っているのは、これから神林地区改良するという端末機で見るとは何カ月もかかると思うのだけれども、その辺は了解しているのか。

朝日支所総務管理室長 告知端末による議会放送の視聴については、ちょっと今資料持っていなくてあれなのだが、なるべく早目に対応できるような形で対応していきたいというふうに思う。

木村 貞雄 なるべく早く映るようお願いしたいのだが。

佐藤 重陽 これに限ったことでないのだけれども、今さら聞くのも何だろうと思うのだけれども、情報通信事業職員人件費、244Pだ。一般的な話として、確認というか教えていただきたいのだけれども、ここで一般職級例えば1,022万8,000円というふうに出ている。いや、それが悪いのではない。それはそれでいいのだけれども、わかりづらいなと思うのは、例えば総文でないので、関係ないので、参考までに言うだけなのだけれども、蒲萄スキー場であれば現場作業賃金幾ら幾ら人件費として上がってくるわけだ。さっきの話だと、この職員人件費というのは3支所の職員分だと、こうなるのだけれども、実は一般会計の中でも生涯学習課の中で事業ごとに職員人件費

を割り振るといふか、その補助金の、そういうもらったお金の関係で、そうやってそこに充てる職員の人件費、事業ごとに人件費を割り振るといふことは、一般会計の中でもよくあることなのだけれども、特別会計の中にこうやって3支所の職員をがさっと持っていくと、これは交付金、補助金の関係でそれに応じた職員人件費を移しているのか、それともそこに本当にかかわる職員の人件費を持っていつているのか、その辺がちょっと判断できないような、今に始まったことではないのだけれども、今さらなのだけれども、判断できないなんてどういう基準なのかなといふふうにちょっとなっているのか教えてもらえたらなと思いつているのだけれども、何か言いつていること間違いつているのか、俺。

政策推進課長 これは、本来は人事のほうの部分なのかなと思いつのだけれども、予算上は全て予算書このような形態で、実際ここにのつている人件費については、平成28年度の神林、朝日、山北の情報の担当者の職員の単純に足している数字だと。要するに平成29年の12月になれば調整があるので、そのときに異動も含めた形で、決算みたいな形で直ると。今時点、正直まだ4月1日の異動もわからないので、だから平成28年の4月、ことしの今年度分の職員の分をただ単純に足しているといふことだといふふうに理解している。

佐藤 重陽 いや、課長、それはいいのだ。ただ、私聞きたいのは、なぜこういふ金額になる、根拠といふのか、例えば職員1人は必ずもうここに専従だから、その職員人件費をこの情報通信の中の人件費に入れているのだといふことなのか、それとも例えば1人の職員でこれをやりながら、あれをやりながら情報通信もやっていると、こういふケースだと思いつのだ。そういふ事業をやる中で、なぜその事業情報通信の特別会計の中にこれだけの人件費を持ってくる必要があるのかどうかといふべいいのか。だから、何でこの人件費が出てくるのか。これは補助、交付金の関係なのか、それとも事業に対する補助、交付金の関係なのか、それとも純粋にかかわる人の人件費としてここに持ってきつているだけなのか、それがちょっと今さらだけれども、知りたいなと、こういふことなのだ。

財政 課長 予算組みといふことでお答えするけれども、実際情報特別会計の中で各支所1名ずつ大方の部分に従事しているので、そこで特会で人件費を見るよといふことで、総務管理費の一般管理費の中で3人分を見つているといふことで、ほかの仕事をしていないといふことではない。これは、一般会計のそれぞれの款とか目、項の中でも人件費が割り振られているけれども、重立つたところにつけてるいふ意味合いなので、全くほかの事業をやらなくて特別会計にだけ従事しているいふ意味合いでは必ずしもないので、大方の仕事をここで、情報通信を主としてやつているので、人件費はそこで積算するよといふ意味合いである。

佐藤 重陽 ありがとうございます。わかつた。どんなふうな考え方で、案分しているのか、それとも配置しているのかなと思つたので、ありがとうございます。

〔委員外議員〕

本間 善和 各支所に、今支所で予算組んでいるこの事業費の中で、修繕料といふのかなり金額占めているわけなのだけれども、この修繕料のほかには保険料といふのも組んでいるわけなのだけれども、この保険料といふのは、この機器の多分修繕に対する保険料だと思いつのだけれども、どういふところが保険で対応して、どういふところが修繕で対応するといふ明確なそういふ区割りといふのは、担当のほうでどう考えている

か。

情報化推進室長 保険料については、損害保険の保険料だと思っていただければ、損害保険。例えば火事、火災に遭って損害を受けた、その保険金もらうための保険料と思っていただきたいと思います。修繕というのは、本当に例えば風が吹いて断線したので、修理するとか、よくあるのが電柱移転するので、そのために修理が必要になったとか、そういう本当の修理に係る費用。保険料は本当の保険、掛金だ。

本間 善和 ちょっと関連であれでないけれども、そうすると風水害、雷でやられたというのはどうなるのか。

情報化推進室長 そういう場合も該当になってくる。

本間 善和 保険の対象になるわけ。

情報化推進室長 保険の対象になってくる。市の施設です。

本間 善和 この放送機器。個別の受信機とか本体の機器とか、そういうもの、雷でやられたと、壊れたといったときには、修繕で直すのは保険がきくのかということ。

情報化推進室長 まずは修繕で直して、それでかかった経費に対して保険を請求する。

本間 善和 保険適用になるね。

(「決まっている」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 この修繕料というのは、電柱の移動だの倒れただの何だの、そういうときの修繕料であって、これ端末機器の修繕料でない。端末機器に対して見れば、今ここ何年から前からさっき財政課長が政策推進にいたときに、レンタル化された。いわゆるどの金額かということ、ここに端末機器借上料、いわゆる余りにも端末機器に係る修繕料が毎年2,000万円、3,000万円上がってきて、どうなっているのだよという一般質問あったかと思う。そして、そこから変えたのがでは、レンタル方式にすれば修繕料はかからなくなるよねとって、端末機器に関して見れば、修繕料は大分もうほとんどない。そのかわりレンタルなので、壊れた部分に関して見れば、借り上げレンタルの中で修繕するということなはずなのだけれども、それちょっと確認できるか。それでよろしいか。

情報化推進室長 説明が不足で申しわけない。端末のほうは、姫路議員さんおっしゃるように、朝日地区と山北地区はもうレンタルになっているので、それについての修繕料はもう一切かかっていない。実際かかっている修繕料は、ケーブルの修繕とか、あとたまにセンターの設備が調子悪くなって、それに係る修繕とか、そういったものに関しての修繕になっている。

姫路 敏 そうなはずなのだ。そこで、私が後で、これ恐らく今算出できないと思うのだが、購入して与えていたとき、いわゆる村上市として端末機器を買い上げて、そしてそれを住民に与えていたときということになれば、借上料というのは存在していなかったのだ。そのかわり、修繕費が相当かかっていた。これをレンタルにかえることによって、借上料が発生するけれども、これとの比較でレンタルのほうが安いように当初組んでいるはずなのだけれども、これ見るとすごいレンタル料が逆に発生しているなというふうに、5,566万6,000円だ。その比較で、どう安くなったのかというのを証明を後でいただきたい。効果がどう出たというのはいいただきたい。今答えられないと思うので、ここ数年来レンタルにしたおかげさまで幾ら安くなっているのだよというのをいただきたい。わかる、言っていること。

情報化推進室長 比較して資料つくってみたいと思う。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査等を終了する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前11時53分）